

香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 2 編 震 災 編

附 編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

目 次

第1章 総 則	震-東-1
第1節 計画策定の趣旨	震-東-1
第2節 基本方針	震-東-2
1 計画の内容	震-東-2
2 計画の範囲	震-東-2
3 前提条件	震-東-2
4 計画の実施	震-東-2
5 計画の位置付け	震-東-2
第3節 今後の課題	震-東-3
第2章 香取市の業務	震-東-4
第3章 事前の措置	震-東-5
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	震-東-5
1 防災関係機関の事前の措置	震-東-5
2 事業所等に対する指導及び協力要請	震-東-7
第2節 広報及び教育	震-東-8
1 広報	震-東-8
2 教育	震-東-9
第3節 地震防災訓練	震-東-10
1 総合防災訓練	震-東-10
2 市民、事業所が実施する訓練	震-東-10
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	震-東-11
第1節 東海地震注意情報の伝達	震-東-11
1 伝達系統及び伝達手段	震-東-11
第2節 活動体制の準備等	震-東-13
1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>	震-東-13
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	震-東-14
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	震-東-15
第1節 活動体制	震-東-16
1 災害対策本部の設置 <第3配備体制>	震-東-17
2 災害対策本部の運営の設置運営	震-東-17
3 職員動員・配備計画	震-東-18
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	震-東-20
1 警戒宣言の伝達	震-東-20
2 警戒宣言時の広報	震-東-21
3 広聴活動	震-東-23
第3節 水防・消防等対策	震-東-24

1	市.....	震-東-24
2	発災後に備えた資機材・人員等の輸送体制.....	震-東-24
第4節	上下水道、電気、ガス、通信等対策.....	震-東-25
1	上水道対策.....	震-東-25
2	下水道対策.....	震-東-26
3	電気対策.....	震-東-26
4	ガス対策.....	震-東-27
5	通信対策.....	震-東-28
第5節	学校・社会福祉施設等対策.....	震-東-30
1	学校対策.....	震-東-30
2	社会福祉施設等.....	震-東-30
第6節	避難対策.....	震-東-32
1	避難計画.....	震-東-32
2	受入れ計画.....	震-東-34
第7節	救護救援・防疫対策・保健活動対策.....	震-東-36
1	医療救護対策.....	震-東-36
2	防疫対策.....	震-東-36
3	保健活動対策.....	震-東-36
第8節	その他の対策.....	震-東-38
1	市が管理、運営する施設対策.....	震-東-38
2	市税及び介護保険料の納付等に関する措置.....	震-東-38
第6章	市民等のとるべき措置.....	震-東-39
第1節	市民のとるべき措置.....	震-東-39
第2節	自主防災組織のとるべき措置.....	震-東-42
第3節	事業所のとるべき措置.....	震-東-43

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに震災編の附編としての位置付けとして、次に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第2節 基本方針

本計画は、次の考え方を基本として作成した。

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、県、団体等個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間において、とるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、震災編で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の香取市の震度は、震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に、特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

4 計画の実施

本市の位置する千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、震災編の附編として位置付ける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置について、さらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、県等が行う各種調査を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。

第2章 香取市の業務

市が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名	業 務 大 綱
香 取 市	<ol style="list-style-type: none">1 市の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事2 東海地震対策の連絡調整に関する事3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事5 広報、教育、防災訓練に関する事6 消防、水防対策に関する事7 市が管理又は運営する施設対策に関する事8 例外措置として避難に関する事

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平時から不断の準備を進めることが必要である。このため、震災編においても予防計画を定めているが、東海地震については予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

1 防災関係機関の事前の措置

(1) 市の事前措置

措置内容	実施担当
<p>1 情報伝達体制の整備、拡充</p> <p>(1) 固定系無線 市民に対して地震情報等を伝達し、事前の準備体制、被害の防止措置、地域住民間の連絡等による初動体制と地震発生に対する社会的混乱を防止するため、心構えをもって被害を最小限にとどめる。</p> <p>(2) 移動系無線 迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を円滑に行うため、車載型無線機、携帯型無線機の増設、高機能化を図り、情報収集体制の強化を図る。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用 市は、非常時に通信の輻輳、あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設を優先利用できるよう、日頃から協力体制の確立を推進する。</p>	総務企画部
<p>2 建築物、構造物の耐震対策及び道路・河川・地すべり等の対策</p> <p>(1) 既存建築物の耐震対策 ア 公共施設 市は、公共施設の耐震安全性について緊急点検調査を行う。 イ 一般住宅 耐震対策について広報及び講習会を実施し、安全性の確保について指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の倒壊防止 広報紙等により、安全性の確保のための改善指導をする。</p> <p>(3) 建築物の窓ガラス落下防止 窓ガラス破損脱落防止に関する国の指導方針に従い、安全対策の指導強化を図っていく。</p> <p>(4) 道路、河川、地すべり対策 ア 道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 急傾斜地の崩壊による危険箇所の把握及び指導を行う。</p>	建設水道部

措 置 内 容	実施担当
<p>3 小・中学校の地震対策の強化</p> <p>市は、公立学校の児童・生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に、その取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下、階段、出入口には、避難の障害となる戸棚、本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等落下しやすい物品の設置場所、設置方法に留意する。</p> <p>(5) 万年壺、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊具施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をとる。</p> <p>(7) 教育内容</p> <p>ア 東海地震に関する基本的知識</p> <p>イ 東海地震が発生した場合の市域への影響度、予想される危険度等</p> <p>ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響</p> <p>エ 警戒宣言発令時に学校がとる措置</p> <p>オ 児童・生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針</p> <p>カ 学校施設等の防災対策</p> <p>キ 訓練、その他地震対策に必要な事項</p> <p>(8) 実施手段、指導の考え方等</p> <p>防災教育の実施にあたっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事のなかで取扱う。</p> <p>ア 内容の選択及び指導に当たっては、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。</p> <p>イ 指導内容を精選し、その指導を通じて他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。</p> <p>ウ 日常における継続的な指導を通じて、東海地震に対する知識や行動の指導と実践化について配慮する。</p> <p>エ 避難訓練の実施に当たっては、学級指導、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感を持って参加するよう配慮する。</p>	<p>教 育 部</p>
<p>4 社会福祉施設における耐震性の強化</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置を実施する。</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策の措置をとる。</p> <p>(3) 施設内における緊急避難所の安全ペースを確保する。</p>	<p>福祉健康部</p>

(2) 指定地方行政機関の事前の措置

- ア 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所
水門等の工作物の点検を実施し、地震発生による危険箇所の保全を図る。
- イ 成田労働基準監督署
工場、事業所における労働災害の防止を図る。
- ウ 関東農政局
災害時における主要食糧の需給を図る。

(3) 指定公共機関の事前の措置

- ア 東日本旅客鉄道（株）
鉄道施設及び輸送の保全・確保を図り、旅客の安全及び混乱防止の措置をとる。
- イ 東日本電信電話（株）
電報・電話の通信の確保を図る。
- ウ 東京電力ホールディングス(株)、東京電力フュエル&パワー(株)、東京電力パワー
グリッド(株)及び東京電力エナジーパートナー(株)
電力施設等の保全及び電力の需給を確保する。
- エ 日本通運（株）
物資の緊急輸送の確保を図る。

(4) 県の機関の事前措置

- ア 香取土木事務所
急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。

2 事業所等に対する指導及び協力要請

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制等については、関係事業所等の果たす役割は非常に大きく、その協力は不可欠である。

したがって、次の事項について指導及び協力要請をするものである。

- (1) 火気の手扱い
- (2) 自衛消防の組織化
- (3) 防火対象物の建築設備、消防用設備の点検手扱い
- (4) 教育訓練
- (5) 顧客、従業員等の安全確保
- (6) 情報収集、伝達、広報
- (7) 出火危険のある物品の安全措置
- (8) 営業方針、従業員の時差退社

なお、金融機関、食料品等生活必需物資を取扱う事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。

- (9) その他必要な事項

第2節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平時からこれらに必要な事項について、積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体制が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるよう、その周知に努める必要がある。

(1) 市における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の市への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

(ウ) 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

2 教育

(1) 市職員等に対する教育

市、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し、必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

市、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(2) 児童・生徒等に対する教育

市は、小中学校の児童・生徒に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の市への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 学校施設等の防災対策
- (カ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 避難訓練の実施に当たっては、学級活動、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第3節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

市は、県の総合防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

2 市民、事業所等が実施する訓練

市は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

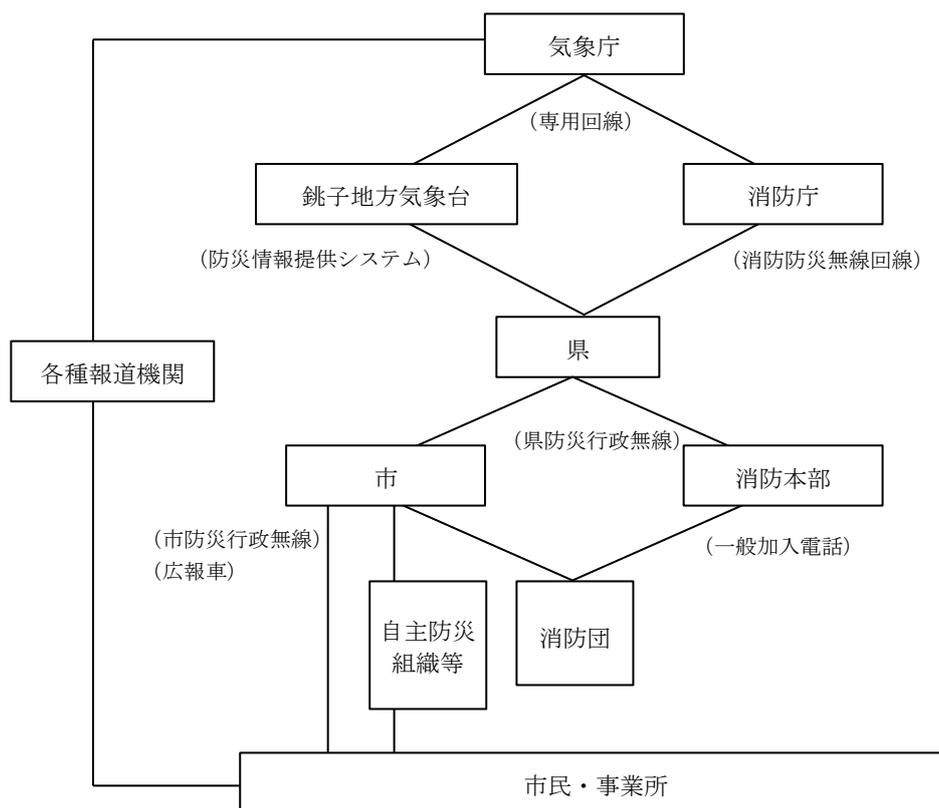
第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言、地震予知情報等の受理

県防災行政無線によって県から伝達される東海地震注意情報の受理は、災害警戒本部設置前の勤務時間内においては総務課が行うものとし、勤務時間外は、宿直担当及び消防本部において受理する。災害警戒本部設置後においては、災害警戒本部において受理する。



(2) 伝達手段

警戒宣言が発令されたことを受理したときは、次を用いて市民等に伝達する。

ア 市民等への伝達手段

- (ア) 市防災行政無線
- (イ) 広報車（消防団消防車を含む）

イ 職員に対する伝達

- (ア) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、防災信号等から有効な手段を用いるものとする。
- (イ) 職員は、警戒宣言の発令以降、アの手段等から市民等へ伝達される情報に注意し、各任務にあたる。

ウ 指定地方公共機関に対する伝達

災害対策本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ、業務用無線機等で各機関へ伝達する。

第2節 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害警戒対策本部を設置し、社会的混乱の発生に備える必要体制をとるものとする。

1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>

東海地震注意情報を受けた場合、第2配備体制を発令するとともに、災害警戒本部を設置し、地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

(1) 第2配備指令

総務企画部長は、東海地震注意情報を受けた場合、状況に応じ地震に備えての準備を進めるため、職員に対し配備指令を発令する。

(2) 災害警戒本部の設置基準

東海地震注意情報を受けたとき。

(3) 災害警戒本部の廃止基準

総務企画部長は、警戒宣言が発令されて地震災害対策本部に移行する場合、又は判定会の結果、発令なしのときは災害警戒本部を廃止する。

(4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、原則として市庁舎4階総務課に設置し、総務企画部総務課を事務局とする。

なお、電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

(5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務企画部長とし、関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、要員の不足が生じるときは、必要に応じて人員の補充を行う。

(6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の準備
- 災害対策本部（第3配備体制）への検討・準備
- 長期化が予想される場合は、食糧・飲料水・寝具等の確保
- 防災対策上重要な機関、団体への情報伝達

※総務企画部長は事務事項を踏まえて、副市長等を通じて市長に報告する。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間は、原則として県がテレビ、ラジオ等により、市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、混乱発生のおそれが予測される場合は、市が必要な対応及び広報を行うとともに、県へ緊急連絡を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

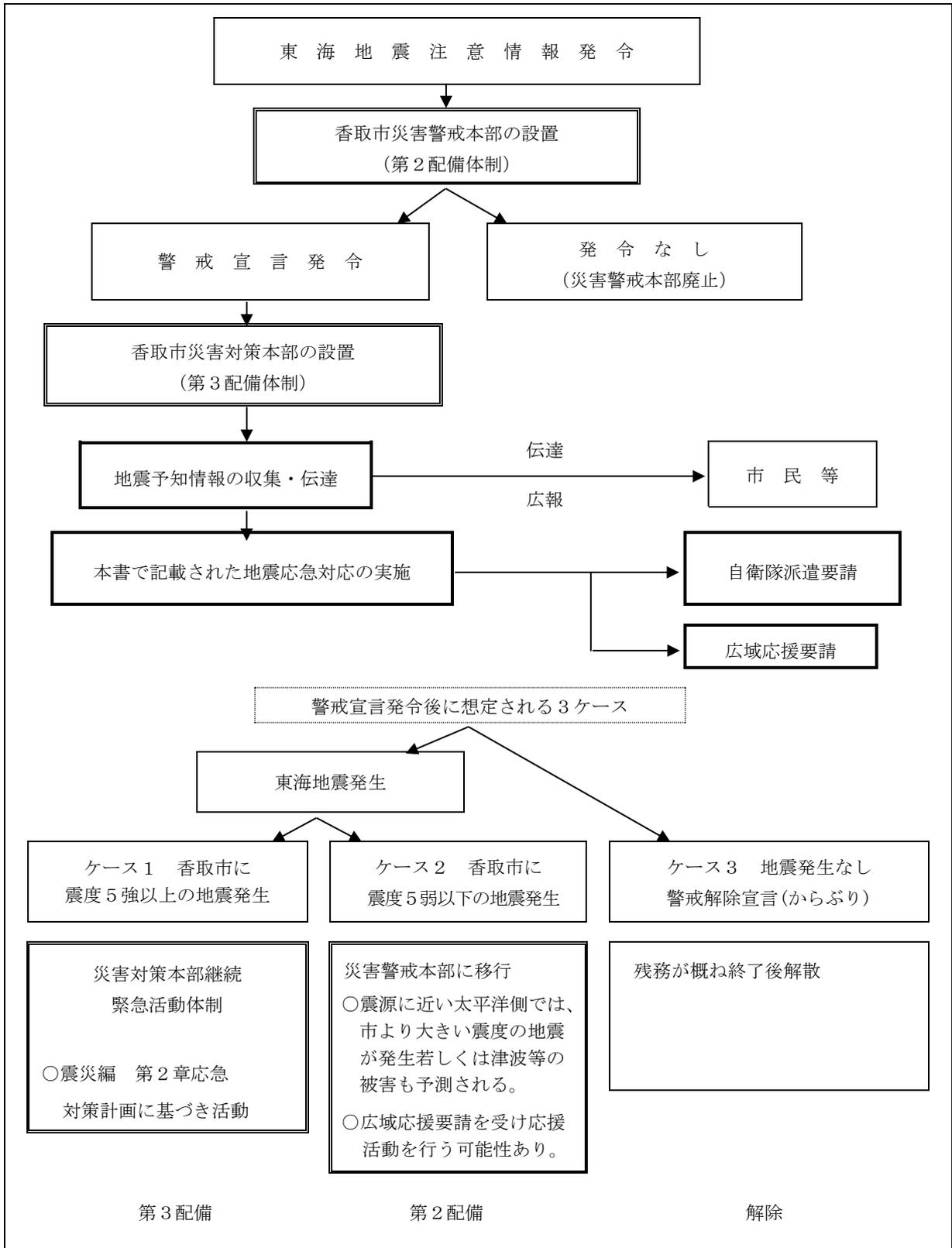
本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域として指定されていないため、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、本市では河川への影響や液状化の危険も考えられ、社会的混乱や局所的に被害が発生することが予想される。

そのため、警戒宣言の発令から地震発生までの間、又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

第1節 活動体制

(実施担当：各部)



1 災害対策本部の設置 <第3 配備体制>

(1) 災害対策本部の設置

市長は、予知情報が発表され、災害の発生するおそれがある場合に、直ちに災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の廃止

- ア 震災編第3章第1節3(3)を準用する。
- イ 警戒解除宣言があったとき。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎4階庁議室に設置する。

(4) 所掌事務

災害対策本部が所掌する地震防災応急対応の主なものは次のとおりである。

- ア 警戒宣言及び地震予知情報の市民等への伝達、並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県との連携
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 警戒区域の設定
- オ 消防団員の配備等、地震発生後の応急措置に向けた準備
- カ 消防、水防等の防災応急措置
- キ 緊急輸送の実施
- ク 食料、医薬品等の確保準備
- ケ 自主防災組織等との連携
- コ その他、地震防災上必要な措置

2 災害対策本部の運営の設置運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

(1) 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

(2) 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

- ア 本部の配備体制及び解除の決定に関する事
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- ウ 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関する事
- エ 避難所の開設及び閉鎖に関する事
- オ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関する事

- カ 災害対策経費の措置に関すること
- キ 災害救助法の適用に関すること
- ク その他災害対策の重要事項に関すること

(3) 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

(4) 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要に応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

3 職員動員・配備計画

地震災害応急対応活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。
 なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

(1) 配備指令

市長は、職員に対し次の配備指令を発令する。

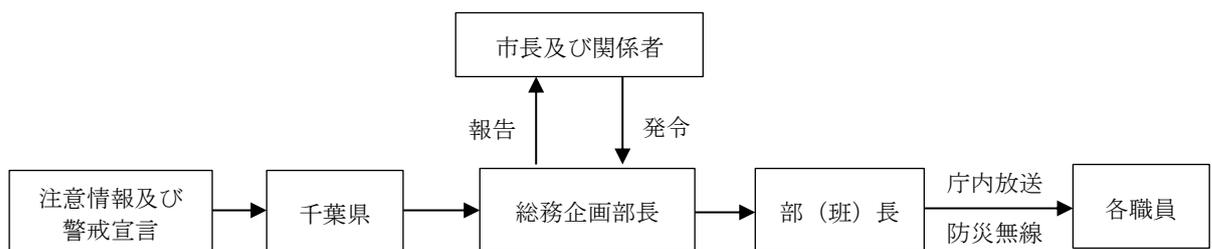
種類	発令基準	本部	活動内容
第2配備	気象庁が東海地震注意情報を発表したとき	災害警戒本部設置	東海地震に関する地震情報の収集・伝達及び地震防災応急対策の準備
第3配備	気象庁が東海地震予知情報を発表したとき	災害対策本部設置	東海地震に関する地震情報の収集・伝達及び地震防災応急対策の実施

(2) 配備指令の解除

- ア 市長は、警戒解除宣言が発せられた場合には、配備指令を解除するものとする。
 ただし、警戒宣言が空振りになった場合については、残務が概ね終了するまで対策本部の体制を継続する。
- イ 警戒宣言発令中に地震5強以上が発生した場合は、原則として災害対策本部第3配備の体制を継続する。

(3) 配備指令の方法

ア 勤務時間内の場合、庁内放送、警戒宣言及び配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統等を活用して、配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。



イ 勤務時間外や外出中の職員への配備指令の伝達は、市防災行政無線、電話等から最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。

ウ テレビ、ラジオ等からの情報を入手した場合は、配備基準に基づき自主的に参集するものとする。

(4) 職員動員

警戒宣言が発せられたときの職員配備について、次のように定める。

ア 対策本部事務局の対応職員

直ちに対策本部において、配備につき防災業務を行うものとする。

イ 部長及び班長

直ちに所定の配備につき、防災業務を行うものとする。

ウ 班員

所定の配備につき、防災業務を行うものとする。

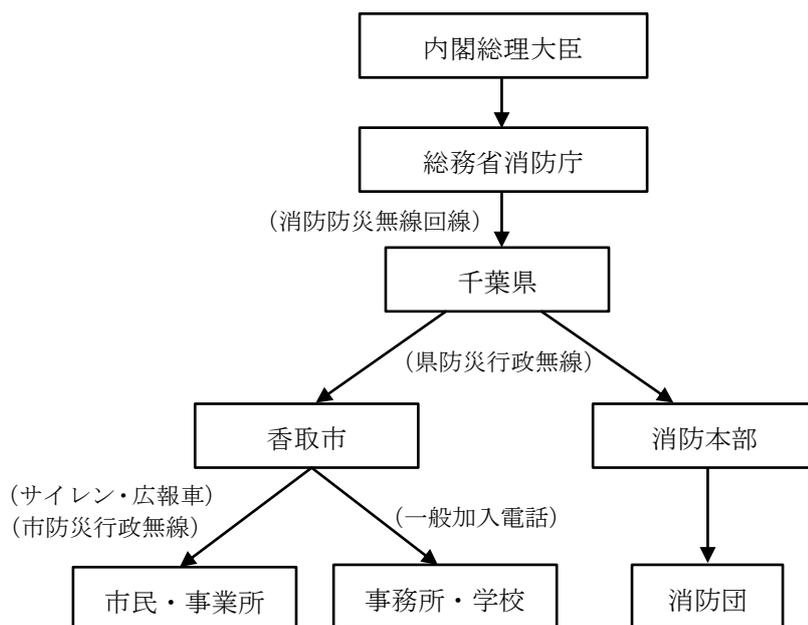
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

市は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、市民等に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

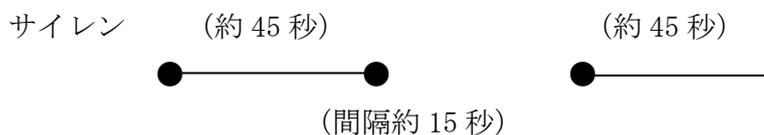
警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



(2) 伝達体制

ア 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。

イ 一般市民に対しては、サイレン吹鳴、防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。



※ サイレンは、3回継続すること。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 県への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されることから、これらに対処するため、県によるテレビ、ラジオ等による広報のほか、市は防災行政無線、広報車等による広報を行う。

(1) 警戒宣言発令時に広報する主な内容

混乱縮小のための情報	(1) 市民が状況を判断できるための情報 ① 地震予知情報の内容 ② 流言飛語の打ち消し
	(2) 市民等の災害予防措置の呼びかけ ① 出火予防呼びかけ（消火器の点検・火気使用の自粛） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒 ④ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ⑤ 地域の自主防災活動に参加すること ⑥ 最低3日、推奨1週間分程度の飲料水・非常食料の準備をすること ⑦ 自動車の運転を自粛すること ⑧ 特に必要のない外出は避けること ⑨ 電話の使用を自粛すること
	(3) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） ① 避難所の情報 ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ③ 要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ④ 避難時の車の使用制限
	(4) 応急対策実施状況 ① 行政の対応状況 ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
	(5) その他
生活関連情報	(1) 医療情報 ① 医療機関の受入情報 ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
	(2) ライフライン情報 ① ライフライン施設の応急対策実施状況 ② 代替燃料・機器に関する情報
	(3) 交通・道路情報 ① 鉄道・バス等の運行情報 ② 道路情報（交通規制・渋滞情報）
	(4) 生活の基礎情報 ① 店舗営業情報 ② 避難所・地域での生活情報 ③ 通常の行政サービス情報 ④ 各種相談窓口情報 ⑤ 学校・幼稚園・保育所等の休校・休園情報
	(5) その他

(2) 警戒宣言発令時の広報

警戒宣言が発令され、駅周辺や道路等の混乱発生が予想される場所においては、積極的に広報活動を実施するものとし、必要により関係機関に緊急連絡を行い、協力して混乱防止措置をとる。

(3) 市民、事業所等のとるべき防災措置

- ア 情報の確認（テレビ、ラジオ、市の情報）
- イ 火の始末
- ウ 児童・園児等の引き取り
- エ 家具等の転倒防止
- オ 水と消火の準備
- カ 非常持出品の確認

(4) 混乱防止のための広報

- ア 駅等の混乱防止（駅との協力）
- イ 道路交通の混乱防止（警察署との協力）
- ウ 電話利用の自粛要請（電話会社との協力）
- エ 買い出し等の混乱防止（商工会・商工会議所との協力）
- オ 金融機関の混乱防止（金融機関との協力）

(5) 広報文例

- ア 市防災行政無線放送による場合

〔文例Ⅰ〕

「こちらは防災かとりです。香取市災害対策本部よりお知らせします。ただいま東海地震に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震は、〇〇を震源とする大規模な地震で、〇日以内に発生し、本市では震度〇程度と予想されます。市民の皆さんは、地震に備え冷静に行動して下さい。

第1に、テレビ、ラジオ等により正確な情報をよく聞いて下さい。

第2に、家具類が倒れたり、落ちたりしないようにして下さい。

第3に、火の使用を自粛して下さい。

第4に、当面必要な飲料水、食料、医薬品を準備して下さい。

第5に、自家用車、電話等の使用を自粛して下さい。

繰返しお願いいたします。市民の皆さんは正しい情報を聞いて冷静に行動して下さい。」（再度繰返す。）

〔文例Ⅱ〕

「こちらは防災かとりです。香取市災害対策本部よりお知らせします。地震発生の予想に基づき発令された警戒宣言は、本日〇時〇分に解除されました。」

(6) 広報車による場合

〔文例Ⅰ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。ただいま、東海地震に関する警戒宣言が発令されました。市民の皆さんは、テレビ、ラジオの放送をよく聞き、地震に備え冷静に行動して下さい。」

〔文例Ⅱ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。ただいま、地震に関する警戒宣言が発令されております。市民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備えて冷静な行動をとって下さい。

第1に、テレビ、ラジオ等により正確な情報をよく聞いて下さい。

第2に、家具類が倒れたり、落ちたりしないようにして下さい。

第3に、火の使用を自粛して下さい。

第4に、当面必要な飲料水、食料、医薬品を準備して下さい。

第5に、自家用車、電話等の使用を自粛して下さい。

繰返しお願いいたします。市民の皆さんは正しい情報を聞いて冷静に行動して下さい。」（再度繰返す。）

〔文例Ⅲ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。地震発生の予想に基づき発令された警戒宣言は、本日〇時〇分に解除されました。」

3 広聴活動

警戒宣言発令後の市民の精神的動揺やニーズを把握するため、市民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、防災応急対策に市民の要望等を反映させるものとする。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 臨時市民相談窓口の設置

ア 市民からの相談・要望等に対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。

また、市民対応専用電話を開設する。広聴活動は、自主防災組織等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は毎日集約を行い、災害対策本部に報告するものとする。

第3節 水防・消防等対策

1 市

市及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) がけ崩れ危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する活動
- (6) 資機材の点検整備の実施
- (7) 水防要員の確保
- (8) 水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び管理委託されている水門等の点検の実施。

2 発災後に備えた資機材・人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行うものとする。

第4節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

1 上水道対策

給水水道復旧班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること

(イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。

a 飲料水の汲み置き

ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日ごとに新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

b 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用し、貯水する。

c その他

汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる

(ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

- イ 広報手段
 - (ア) 防災行政無線による広報
 - (イ) 広報車による広報
 - (ウ) 市ウェブサイト掲載による広報

2 下水道対策

下水道復旧班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 施設等の保安措置

- ア 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

3 電気対策

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本(支)部は、工具、車輛、船艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 無断昇柱、無断工事を実施しないこと。
- (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること。
- (ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- (エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- (オ) その他事故防止のための留意すべき事項

イ 広報手段

- (ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- (イ) 広報車による広報

4 ガス対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

なお、警戒宣言発令後の状況に応じ、防災・供給センターにおいて製造、供給の調整を行う。

(2) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、製造、供給量の調整により、供給が制限される場合等において、需要家から問い合わせに対応できる受付体制を整える。

ア 広報内容

- (ア) 引き続きガスを供給していること
- (イ) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法

イ 広報手段

- (ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける

5 通信対策

- (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

ア 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な人員の確保は、次による。

- (ア) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- (イ) 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

イ 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部災害対策室（エム・ベイポイント幕張8F）
電話番号：043-211-8652（代）

ウ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (ア) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- (イ) 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設等の安全対策

エ 応急対策

(ア) 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び市民等による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- a 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- b 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(イ) 手動通話、番号案内

- a 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。
- b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

(ウ) 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(エ) 営業窓口

平常業務を行う。

オ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話は、ただ今混み合っておりかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関等の緊急の通知を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(2) (株)NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

(ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(イ) 災害復旧用資機材、車両の確認

(ウ) 工事中施設の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

(3) KDDI(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

イ 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

ウ 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は、速やかに安全対策を執るものとする。

エ 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第5節 学校・社会福祉施設等対策

1 学校対策

市は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、各施設の防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実施に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確認して下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童・生徒等（上記(1)・(2)以外の者）については、人数等をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (4) 家族への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

2 社会福祉施設等

市は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要配慮者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

(5) 要配慮者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

第6節 避難対策

警戒宣言発令時において、地震の発生による家屋の倒壊や土砂崩れ等による人的被害を未然に防止するとともに、社会的混乱を防止し、民生の安定を図るため、避難・受入れ活動に関し必要な事項を定める。

1 避難計画

(1) 避難勧告・指示

ア 市長の措置

- (ア) 避難の勧告・指示は、市長が行う。
- (イ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長又は消防団長が行うものとする。
- (ウ) 避難の勧告・指示は、地震が発生した場合に危険があると判断したときは、必要と認める区域の市民に避難の指示を行う。
- (エ) 市長が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。

イ 知事又はその命を受けた職員の措置

知事又はその命を受けた職員は、地震が発生した場合に危険があるときは、必要と認める区域の市民に避難の指示を実施する。

ウ 警察官の措置

警察官は市長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき、若しくは市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の市民に対し、避難の指示をすることができる。

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

ア 避難の勧告・指示の伝達事項

- (ア) 発令者
- (イ) 避難を行う理由
- (ウ) 避難を行う地区名
- (エ) 避難場所
- (オ) 避難経路、避難できない経路
- (カ) 避難時の注意事項
 - a 火の始末を行う。
 - b ガスの元栓を閉める。
 - c 電気のブレーカーを切る。
 - d 家の戸締まりをする。
 - e 携行品（貴重品、食料、衣料、ラジオ、日用品等）は必要に応じ最小限度とし、リュックタイプの袋等に入れ、両手が使える状態で避難する。
 - f 防災ずきん又はヘルメット等で頭部を保護し、履きなれた丈夫な靴等の行動しやすい安全な服装で避難する。
 - g 近隣同士で声をかけ合い、できるだけ集団で移動する。

h 消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

イ 市民への伝達方法

市長による勧告・指示がなされた場合には、次の方法及び消防団、警察官、自主防災組織等の協力を得て市民等に伝達する。

(ア) 広報車、ハンドマイク等による伝達

(イ) 市防災行政無線による伝達

(ウ) ラジオ・テレビ・ヘリコプター等による伝達

(3) 避難の誘導

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

ア 誘導の順位

誘導者は、誘導に当たって要配慮者を優先して避難させる。

イ 移動の方法

(ア) 原則として車両による避難を避ける。

(イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。

(ウ) 広範囲な移送等で市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

(ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。

(イ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。

(ウ) 避難後の警戒にあたっては警察と協力し、消防団、自主防災組織等が中心となり防火・防犯活動を行う。

エ 観光客の避難

(ア) 観光客（団体）の避難

観光客（団体）が市域を旅行中、地震による災害から生命、身体を守るために避難する場合は、当該旅行の請負業者の計画に基づき行うものとし、避難生活に必要な食料、生活必需品、宿泊施設等の調達、あっせん等は前記業者が行うものとする。

(イ) その他（個人）の観光客の避難

a 宿泊中の観光客の避難は、当該宿泊施設の防災応急計画により行うものとする。

b その他の場合の避難は、観光客各自が自主的に安全な場所、又は市指定の避難所へ避難する。

オ 福祉施設入所者の避難

施設の管理責任者及び職員は、施設の防災応急計画に基づき適切な指示・対策を行い、入所者の生命、身体の安全を図る。

カ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送請負業者の防災応急計画により措置する。

2 受入れ計画

(1) 避難市民の受入れ

避難市民の受入れについては、市職員及び自主防災組織等が協力し、次の各活動を行うものとする。

ア 受入れ手順

(ア) 避難所への誘導

市職員及び自主防災組織等のリーダーは、避難者を避難所内の安全な場所に誘導する。

(イ) 避難者への告知

受入れの際、口頭又は掲示板への張り出しにより、次の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

- a 立ち入りを禁止する場所について告知する。
- b 近隣の住民同士で行動する。

(ウ) 避難者名簿の作成

- a 避難者の受入れの際に、避難者名簿を作成する。
- b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 受入れの際の注意点

避難勧告等が出された場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも、次の事項に注意して市民の受けれを行う。

(ア) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に受入れる。
移動の負担がかからない場所にて受入れる。

(イ) 近隣住民同士の受入れ

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織等リーダーから声をかける。

(ウ) 受入れスペースの指定

避難した市民の受入れスペースについては、占有場所の2m間隔を確保するとともに、表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

また、段ボールやパーティション等を用いて区画を区切ることは、プライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効であることから活用を検討する。

(2) 帰宅困難者の受入れ

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

(3) 要配慮者の受入れ

ア 福祉施設入所者

- (ア) 施設が被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の市民と協力し、付近の避難所へ入所者を移動させる。
- (イ) 保育所（園）に関しては、家族への引き渡しを早急に行う。

イ 要配慮者

- (ア) 在宅の要配慮者（寝たきり老人、身障者等）の受入れについては、市社会福祉協議会及び自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿等を活用し、各戸を回り所在の確認及び避難誘導を行う。
- (イ) 移動させた避難所内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

第7節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

東海地震発生時に必要となる市民への各救援活動について、市及び市民等が実施する主な事項について定める。なお、各部は第2章 震災応急対策計画に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期すものとする。

1 医療救護対策

(1) 市及び医療機関等が実施すべき事項

ア 医療機関による編成待機

県立佐原病院、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会及び香取保健所(香取健康福祉センター)は、救護班を編成し、待機する。

救護班の出動準備を医療関係団体等に要請する。

イ 医療救護用資器材の確保等

医療救護用資器材、医薬品、衛生材料の点検及び調達確保を行う。

ウ 負傷者等搬送体制の確立

受入れ体制を整えるとともに、搬送準備を行う。また、後方医療機関との連絡調整を行う。

エ 市民等への広報

応急救護所及び救護病院の開設準備情報等を市民等へ周知する。また、医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品等の点検、準備を行う。

2 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤、衛生用品の備蓄量の確認に関すること。

(3) 避難所の衛生管理に関すること。

(4) 消毒の実施に関すること。

(5) 感染症患者への措置に関すること。

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 市が行う業務

ア 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。

なお、要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。

- イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は香取保健所（香取健康福祉センター）を通じ、県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による、住民不安への対応を実施する。

第8節 その他の対策

1 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する公民館、社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

(1) 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合、図書館等の個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者に、体育館、公民館等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

該当施設

佐原中央公民館 山田公民館 佐原文化会館 伊能忠敬記念館 香取市文化財保存館
佐原中央図書館 小見川図書館 香取市民体育館 小見川スポーツ・コミュニティセ
ンター 小見川、山田、栗源B&G海洋センター 与田浦運動広場 栗源多目的芝生
広場 佐原野球場 佐原庭球場 山田中央運動広場 山倉、八都、栗源運動広場

2 市税及び介護保険料の納付等に関する措置

警戒宣言発令時における市税及び介護保険料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税及び介護保険料の納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税及び介護保険料の減免及び納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

第6章 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る、(2)墓石・石どうろうが倒れる、(3)煙突・石垣等が破損する、(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする、(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

市は、社会的混乱の防止を図るものであるが、全ての防災活動を行うことは不可能であり、市民、事業所、自主防災組織等がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、市民、事業所、自主防災組織等が平時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等する。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、燃料等）を置かない。 (4) 消火器、消火水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩等。）と日頃の買い置き等を合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾等を救急箱等に入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレトペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサック等にまとめておく。 例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬等</p> <p>(10) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織等が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>ア 市の防災行政無線等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>イ 市、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>イ ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。</p> <p>市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童・生徒、高齢者、傷病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童・生徒、高齢者、傷病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用を避ける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとりべき措置

区分	とりべき措置
平時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動態勢を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（第1節参照） (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 在宅要配慮者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が完成されていない地域にあっては、町内会、自治会組織等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の点検整備</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区 分	と る べ き 措 置
<p>警戒宣言が 発令されてから 地震発生まで</p>	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需品物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(9) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>